

○文部科学省告示第百十九号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項及び第四項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年八月二十四日

文部科学大臣 平野 博文

|                                 |   |                  |                   |  |   |
|---------------------------------|---|------------------|-------------------|--|---|
| 指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称 | 指定美術品等の所有者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名           | 指定をした日           | 指定の有効期間           | 指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名     | 指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間                     |
| 聖母を描く聖ルカ                        | ベナキ美術館<br>（館長 エミリア・イエロウラノウ）                   | 平成二十四年<br>八月二十四日 | 平成二十五年四<br>月三十日まで | 公益財団法人東京都歴史文化財団<br>理事長 日枝 久<br>東京都墨田区横網一丁目四<br>番一号 | 国立国際美術館<br>大阪府大阪市北区中之島四丁目二番五十五号<br>平成二十四年十月十六日から平成二十四年十二月二十四日まで |
| 芸術家の自画像                         | メトロポリタン美術館<br>（館長 トーマス・キャンベル）                 | 同右               | 同右                | 同右   | 同右  |
| 羊飼いの礼拝                          | 同右  | 同右               | 同右                | 同右   | 同右  |
| 十字架のキリスト                        | ゲッティ美術館<br>（館長 テイモシー・ポット）                     | 同右               | 同右                | 同右   | 同右  |
| 聖母のエリザベツ訪問                      | ダンバートン・オークス<br>（館長 ガドゥラン・ブルル）                 | 同右               | 同右                | 同右   | 同右  |
| 聖母戴冠                            | アレクサンダー・S・オナシス公益財団<br>（理事長 アントニー・パバディミトリウ）    | 同右               | 同右                | 同右   | 同右  |
| シナイ山の眺め                         | アンドリュー&マリア・カロケリノス慈善財団<br>（理事会役員 アレクシス・カロケリノス） | 同右               | 同右                | 同右   | 同右  |